障害福祉サービス等利用者負担額の超過分還付制度について（案内）

障害福祉サービスとあわせて、地域生活支援事業を利用した場合、月額利用者負担額の超過分を後日還付します。

1　対象事業等

利用者負担額(月額)	対象障害福祉サービス	対象地域生活支援事業
37,200 円	受給者証掲載サービスすべて、補装具	日中一時支援 移動支援 日常生活用具 訪問入浴 重度障害者等就労支援
（者）9,300 円	居宅介護、重度訪問介護、短期入所、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、共同生活援助	
（児）4,600 円	居宅介護、重度訪問介護、短期入所 同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	
0 円	利用者負担額がないため対象ではありません	

※交通費、食事代等の実費負担分は還付対象外です。

※児童通所支援（児童福祉法に基づくサービス）については、中央区独自助成制度として「障害児通所支援等利用者負担額助成」があります。詳しくはお問い合わせください。

2　必要書類

・申請書（窓口でご記入いただけます）

・利用した全ての対象サービスの領収書

（抜け漏れがある場合、還付対象にならないことがありますのでご注意ください）

・本人名義の振込口座が分かるもの（キャッシュカード、通帳など）

※本人が児童の場合は、受給者証記載と同じ保護者名義のものをご用意ください。

3　申請方法（４～６か月に一度目安）

（１）いったん、各事業者に負担額をお支払いください。

（２）必要書類を役所にご持参、またはご送付ください。

（３）書類が整ってから１か月～１か月半程度を目安に、利用者負担額の超過分を指定振込口座へ入金します。入金にあたり、事前連絡などは特に差し上げませんので、ご確認ください。

4　問い合わせ・連絡先

中央区福祉保健部障害者福祉課相談支援係　〒104-8404　中央区築地１－１－１

０３－３５４６－６０３２（平日 8:30～17:15／水曜日のみ 19:15）